

令和 7 年度
御前崎市地域防災訓練について



令和 7 年 8 月 26 日
御前崎市

1. 目的

地域防災訓練は、「地域の特性に応じた防災体制の確立」と「市民の防災意識の高揚による減災の実現」を目的として、自主防災組織を主体とし、昭和58年度から毎年度実施している。

本年度の地域防災訓練は、「自助」と「共助」を主体的に実践する場とし、一次避難所の積極的活用の推進や、中学生など若い世代や女性の参画など改善に取り組むことで、地域防災力の向上を図る。

2. 訓練実施日

令和7年12月7日（日）「地域防災の日」（12月の第1日曜日）

9時00分 訓練地震発生 〈サイレン吹鳴（1分間）〉

※訓練地震発生と大津波警報をエリアメールにて送信します。

震源域：駿河トラフから南海トラフにかけて M9.0

震度：御前崎市 震度7

9時05分 静岡県沿岸に大津波警報発表 〈Jアラート作動〉

12時00分 訓練終了

3. 訓練想定

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が発生し、県内各地で震度6弱から7を観測し、御前崎市では震度7、建物倒壊や地盤の液状化、火災等が発生、沿岸部には大きな津波が襲来するなど、市内全域に大きな被害が発生したことを想定する。

また、風水害や土砂災害による河川氾濫や強風による建物被害も想定とする。

訓練を実施する上では、家屋の倒壊・流失、山・崖崩れ、道路の損壊、橋梁の落下や電気、ガス、水道、電話、交通機関等の被害及び多数の負傷者の発生等、地域の特性を考慮した具体的な被害状況を想定する。

4. 訓練ごとの重点方針

（1）通信訓練

災害発生時における正確かつ迅速な情報伝達体制の確立と確認を目的に通信訓練を実施し、市対策本部、各方面隊本部等との連携強化を図る。

（2）方面隊、自主防災会防災訓練

「自助」「共助」の取組として、協働による避難訓練、一次避難所開設運営訓練等を実施することにより、地域防災力の向上を図る。

(3) 市、消防署、消防団、学校、園、病院等（以下「各主体」）が実施する訓練

各主体の訓練を実施することにより、協働による連携強化、救援体制の整備、地域の防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図る。

5. 訓練の概要

(1) 通信訓練

方面隊、自主防災会は、市災害対策本部、各方面隊本部等と通信訓練を実施し、通信機器使用方法の確認や地域特性に合った効果的な防災訓練を計画、実施する。

ア 重点項目

本部及び方面隊、自主防災会との連携強化

イ その他

詳細は「令和7年度御前崎市地域防災訓練実施要領」による。

(2) 方面隊、自主防災会防災訓練

方面隊、自主防災会は、独自の訓練計画に基づき、協働による連携強化及び救護体制の整備、地域の防災力向上を図ることを目的とする。

また、本訓練を「自助」と「共助」を主体的に実践する場とし、地域特性に合った効果的な防災訓練を計画、実施する。

ア 内容

各主体が定める計画による。

イ 重点項目

(ア) 自主防災組織本部の設置場所及び運営体制（どこで誰がどのように運営するのか）の確認

(イ) 防災資機材の操作訓練は保管場所より持ち出すところから開始する。

(ウ) 要配慮者避難支援体制の確認（特別な介助が必要な住民の避難所受入体制の確認や在宅被災者に対する情報伝達等）

(エ) 市防災アプリなど「参考情報」を活用し、地域の特性を考慮した訓練となるよう努める

(オ) 訓練項目など区分ごとに安全管理者を指定し、事故防止に努める

(カ) 訓練終了後、訓練の客観的な分析・評価を実施

ウ 訓練重点内容

自助	○ 「わたしの避難計画」の作成及び点検 <ul style="list-style-type: none">・ハザードマップで自分のいる場所の災害リスクを確認 (市防災アプリの活用)・緊急防災情報の確認 (「南海トラフ地震臨時情報」「特別警報」、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」)
	○ 避難訓練など自主防災活動への参加 <ul style="list-style-type: none">・避難場所、避難経路、避難所要時間の確認 (市防災アプリの活用)
	○ 身の回りの防災対策の確認 <ul style="list-style-type: none">・家具類の固定・家庭内の7日分の生活物資の備蓄 (ローリングストックによる食料品保管、風呂等での生活用水確保を含む)・簡易トイレの備蓄・住宅の耐震化の確認・火災防止対策の確認(感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の備え)・電気、ガス、水道、電話、交通機関等の被害を想定した備えの確認
	○ 風水害時の避難先と持ち物の確認
	○ 避難所運営訓練の実施 <ul style="list-style-type: none">・自主防災組織の運営体制の確認・女性の視点を取り入れた避難所環境や運営方法の確認・避難行動要支援者の所在の把握と支援方法の確認・一次避難所開設の判断基準、情報共有体制の確立・上記確認事項を踏まえた避難所運営訓練の実施・自主防災組織における情報伝達方法の確認・感染症対策や衛生環境改善(簡易トイレ、マンホールトイレ等)を踏まえた避難所運営訓練の実施・孤立が予想される地域における対応(通信手段の確認、給水訓練や炊出し訓練など)
共助	○ 避難訓練の継続的な実施 <ul style="list-style-type: none">・避難所要時間や避難経路の検証・若年世代の地域防災活動への参加

（3）各主体が実施する訓練

各主体は、担当業務や地域特性に合った防災訓練を計画、実施する。

ア 内容

各主体が定める計画による。

イ 重点項目

- (ア) 起こり得る最悪の事態を想定した訓練の実施
- (イ) 市防災アプリなど、デジタル技術を活用した訓練の実施
- (ウ) 訓練項目など区分ごとに安全管理者を指定し、事故防止に努める
- (エ) 訓練終了後、訓練の客観的な分析・評価を実施

6. タイムスケジュール

時刻	訓練事象	伝達方法	御前崎市	方面隊 自主防災会
9:00	地震発生	同報無線 (サイレン吹鳴) 市防災アプリ、 市HP、X、CATV 音声告知放送、 防災メール、エ リアメール等配 信	・職員に対し安否確認 メールにて情報伝達 ・通信訓練 ←→	広域避難所開設 ・通信訓練 ・各方面隊、自主 防災会による訓練
9:05	大津波警報発表	同報無線 (サイレン吹鳴) 市防災アプリ、 市HP、X、CATV 音声告知放送、 防災メール、エ リアメール等配 信		
11:00			参加人員とりまとめ ・通信訓練 ←→	参加人員とりまとめ ・通信訓練
11:30	方面隊・自主防 災会訓練終了	同報無線等 市防災アプリ、 市HP、X、CATV 音声告知放送、 防災メール、エ リアメール等配 信	・方面隊派遣職員帰庁	訓練終了
12:00	訓練終了		訓練終了	

※上記タイムスケジュールに記載されている事項以外にも同報無線等で各種
情報伝達を行う。

7. 中止判断

決定の基準は次の各号とするが、住民の安全確保を最優先として状況を判断し、対応することとする。また、訓練開始時に次の基準に該当した場合は、訓練を変更又は中止する。

(1) 実施・中止の決定

12月7日（日）午前7時頃、危機管理課において訓練の実施・中止を決定します。また、訓練開始後に次の基準に該当した場合は、訓練を変更または中止します。

(2) 変更または中止基準

- ア 南海トラフ臨時情報が発表された場合 → 中止
 - イ 市内に気象・高潮・波浪に関する特別警報が発表された場合
 - 市内で震度5以上の地震が発生した場合
 - 静岡県に津波警報が発表された場合
 - ウ 市内に気象警報（大雨、洪水、暴風警報）が発表された場合
 - 市内で震度4の地震が発生した場合
 - 静岡県に津波注意報が発表された場合
 - エ その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合 → 中止
- } 中止
- } 状況により
変更または
中止

(3) 周知方法

市が訓練を中止する場合は、午前7時30分頃までに市防災アプリ、同報無線、CATV音声告知放送等により伝達する。

8. 今後のスケジュール

	8月	11月	12月		
本部情報伝達訓練				12月14日 反省〆切	12月下旬 反省 フィード バック
方面隊、 自主防災会 防災訓練	8/26 説明会	11/7 防災訓練実施 計画書〆切	11/22 訓練計 画完成	12/7 訓練 当日	12/27 資機材保有状況調書 〆切
各災害対策班 訓練	10/20 防災担当者会議 にて説明	11/15 訓練計画〆切			12月下旬 反省フィードバック